

第22回国土交通省独立行政法人評価委員会水資源機構分科会

平成21年8月4日

【司会】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第22回の独立行政法人評価委員会水資源機構分科会を始めます。

まず初めに、ご報告を申し上げます。本日は、水資源機構分科会委員及び臨時委員総数6名のうち、定足数である半数以上のご出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条の規定に基づき、本会議は成立しております。本日、石川委員は所用によりご欠席というご連絡を事前にいただいております。

本日の議題は、平成20事業年度財務諸表、(2)第7回水資源債券の発行、(3)役員給与規程の変更、それから(4)平成22年度における積立金の活用の予定について、(5)といたしまして役員退職手当に係る業績勘案率でございます。

次に、議事の取り扱いについて確認をさせていただきます。会議の公開につきましては、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則第5条により、議題の一部、今の平成20事業年度財務諸表、水資源債券の発行、役員給与規程の改正、積立金の活用予定の傍聴を可としております。議事録につきましては、発言者の名前を伏せて公開することといたします。

確認でございますけれど、先ほど申し上げましたとおり、本日非公開とさせていただいている議事に係る資料につきましては、扱いは非公開とさせていただきます。

それでは、議事の進行は分科会長によりしくお願いいたします。

【分科会長】 それでは、早速議題に入らせていただきますが、その前に、国土交通省独立行政法人評価委員会令第5条、第5項に基づき、議長に事故があるとき、代理する者についてお諮りしたいと思います。分科会長代理につきましては、後委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 それでは、ひとつよろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。まず議題1の、平成20事業年度財務諸表について審議をいたします。議題について、事務局からご説明をいただきます。お願いします。

【事務局】 事務局から、議題1の平成20事業年度財務諸表につきましてご説明いた

します。

独立行政法人は、通則法の規定により、毎事業年度終了後3カ月以内に作成した財務諸表を主務大臣に提出し、承認を受けなければなりません。主務大臣はその承認をする際に、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされております。本件につきましては、水資源機構理事長から、平成21年6月30日付で国土交通大臣に提出されました、平成20事業年度財務諸表につきまして、評価委員会のご意見を伺うものでございます。

以上でございます。

【分科会長】 次に、国土交通大臣に対して提出された承認申請の内容につきまして、水資源機構から説明をお願いします。

【水資源機構】 それでは、水資源機構の平成20事業年度決算概要についてご説明申し上げます。前のパワーポイント、あるいは手元の資料でご説明させていただきます。

最初に、財務諸表等につきましては、監事、これについては後からご説明があると思いますが、監事及び会計監査人からは適正に表示されている旨の意見をいただいていることを申し添えます。

それでは、3ページをお願いいたします。3ページは貸借対照表の概要でございます。平成20年度末における機構の財政状態を示しております。機構の総資産としては、資産合計にあるとおり、4兆4,293億円であり、大きく流動資産と固定資産に区分されます。固定資産の主なものは、ダム、用水路などの完成した施設の事業用固定資産や、現在建設中の施設を建設仮勘定として計上しております。

一方、負債合計については4兆3,208億円であり、区分された固定負債の主なものについては、資産取得にあてられた事業費財源である補助金等の受入額を資産見返負債として計上するとともに、長期借入金などが計上されております。純資産については、資産から負債を控除したもので、1,084億円を純資産合計として計上しております。純資産については、政府からの出資金のほか、利益剰余金が主な内容でございます。

それでは、貸借対照表に計上している主要な資産の概要を説明させていただきます。4ページをお願いいたします。4ページは、主要な施設である完成したダムや用水路などの50施設について計上している事業用固定資産でございます。事業用固定資産の対前年度比較では203億円の減少となっております。その要因につきましては、資産の増加したものと減少したものがございまして、減少要因といたしましては、主に償却資産の減価償

却によるもので、729億円でございました。

一方、当期の増加要因といたしましては、主に印旛沼開発や香川用水の事業完了に伴いまして、建設仮勘定から振りかえられたものが526億円でございました。その結果、差し引き203億円が前年度より減少したものであります。

続きまして、5ページをごらんください。5ページは、建設仮勘定のうち、現在建設中のダムや水路などに要した実施額を計上している事業用建設仮勘定でございます。事業用建設仮勘定の対前年度比較では、43億円の減少となっております。事業用建設仮勘定は、主に建設事業を実施すると増加し、建設事業が完了すると減少することとなります。

内訳でございますが、減少要因といたしましては、主に印旛沼開発及び香川用水の事業完了などによるもので、532億円でございました。一方、当期の増加要因といたしましては、主に建設事業の事業進捗などによるもので、490億円でございました。その結果、差し引き43億円が前年度より減少したものであります。

続きまして、6ページをお願いいたします。6ページは機構の債権であります割賦元金でございます。これは建設事業に機構が借入金を調達し立て替え支弁して、事業が完了した後に利水者から割賦により償還を受けることとなる金額を計上しているものであります。割賦元金の対前年度比較では、1,010億円の減少となっております。これは当期に高金利5%以上のもの、約300億円の繰り上げ償還を含めた償還受け入れにより、減少が1,078億円、一方、建設事業の完了による新規増加68億円によるものであり、差し引き1,010億円が前年度より減少したものであります。

続きまして、7ページ。7ページは主要な負債の動向でございます。主な負債といたしまして、長期借入金と水資源債券がございます。長期借入金は当期返済分と新規借入分との差で、対前年度633億円の減少となっております。また、水資源債券は当期償還分と新規発行分との差で、対前年度438億円の減少となっております。

続きまして、8ページでございます。8ページは利益剰余金の動向でございます。当期末、利益剰余金につきましては1,011億円で、対前年度24億円の増加となっております。この増加は、当期の未処分利益としての90億円と、前中期目標期間繰越積立金の取り崩し66億円との差によるものでございます。

続きまして、9ページでございます。9ページ、損益計算書でございます。平成20年度1年間の経営状況を示しており、当期の損益について説明させていただきます。損益計

算書には経常費用と経常収益を計上することとなります。経常費用につきましては、大半が完成したダムや用水路などの51施設の維持管理に要した管理業務費と、借入金、債券の支払い利息としての財務費用などであり、経常収益については、管理業務費などに対応する財源と、割賦負担金の受取利息としての財務収益などが計上されております。その結果、経常収益1,901億円と、経常費用1,876億円の差の24億円が当期純利益となり、さらに前中期目標期間繰越積立金取崩額65億円を含めた当期総利益は90億円となっております。

続きまして、10ページでございます。これが最後なのでございますけれども、これは機構の今後の利益の動向を示すものとして、純利益等財務データの推移についてご説明させていただきます。

左の棒グラフでございますが、これが機構の損益構造の根幹をなす青が財務収益、赤が財務費用、緑がその差の純利益、について、平成16年度からの推移を示したものでございます。ごらんのように、純利益、緑の部分ですが、年々減少傾向にあります。

一方、この折れ線グラフですけれども、これは赤が借入金等残高平均利率、これが支払い利息でございますが、これは近年の低金利の影響から、緩やかに下がってきております。一方、受取利息のほうの青、割賦元金残高平均利率でございますが、これは先ほど申し上げました高金利の部分の繰り上げ償還などの影響により、借入金等残高平均利率以上に大きく下がっております。このことから、年々純利益は減少する傾向が続くものと思われ

ます。

当機構の平成20事業年度の決算概要につきましては、説明は以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは次に、財務諸表及び決算報告書に関する監査について、水資源機構監事からご説明をお願いします。

【水資源機構監事】 それでは、資料1-1-2でございますけれども、その束の中の後から2枚目に、監事の意見ということでご報告したものがございます。平成20事業年度の財務諸表及び決算報告書に関する意見というものであります。監事2名おりますけれども、財務諸表に関する監査を行いました。

監査の方法の概要でございますけれども、会計監査人あずさ監査法人から監査計画、監査の実施方法、監査結果について説明を受け、財務諸表及び決算報告書について検討を加

えました。また、財務諸表及び決算報告書について、財務部門から説明を受けて検討を行いました。

監査の結果、監事の意見ということでございますけれども、会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると。

2つ目でございますが、平成20事業年度の財務諸表及び決算報告書については、適正であると認められます。

以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

【委員】 平成20事業年度財務諸表の5ページの経常収益の内訳の受託収入の内訳の中に、その他受託収入というのがありますが、19年度の金額は非常に少なかったように覚えているのですが、これの中身は何でしたか。

【水資源機構】 徳山ダムの発電分を受け入れるところがなかったので、受託収入のところに挙げているものでございます。本来精算すると、みんなそちらに持ってもらうのですが、一部分徳山ダム自体の完成がおくれた部分だけ、自分たちの機構のものとして使っていて、というものでございます。

【水資源機構】 財務部でございます。

今、477億ほどございますが、今、理事が申しあげましたように、徳山ダムの発電事業にかかる経費でございまして、発電事業者から受託をしているもの、本来徳山ダムが、昨年度19年度で一応完了させたのですが、繰り越しがあったため、発電事業者から発電分の引き渡しを受けられないということで、今年の繰り越し事業が完了した年度に振りかえ計上したもので、それまではBS（貸借対照表）のほうで整理をさせていたのですが、終わって引き渡すということで、今年損益計算書のほうに整理をさせていただいたと。その分が477億ほどということでございます。

【委員】 わかりました。どうもありがとうございました。

とりあえず、以上です。

【分科会長】 よろしいですか。ほかにご意見ございませんでしょうか。

ご意見がないようでしたら、ただいまのご説明どおり、分科会として了承したということにさせていただきますと思います。

どうもありがとうございます。

それでは、次の議事に入ります。議題2の第7回水資源債券の発行について、審議をさせていただきます。議題について、事務局から説明をしていただきます。

【事務局】 事務局から、議題2の第7回水資源債券の発行についてご説明いたします。水資源機構は、施設の建設等に必要な費用などに充てるために、国土交通大臣の認可を受けまして水資源債券を発行いたします。国土交通大臣は、認可をする際にはあらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされております。本件は、水資源機構理事長から、平成21年7月3日付で国土交通大臣に申請がございました、第7回水資源債券の発行につきまして、評価委員会のご意見を伺うものでございます。

以上でございます。

【分科会長】 それでは、この議題につきまして、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

【水資源機構】 その前に、認可申請の内容についてご説明させていただきます。

今回の申請は、水資源機構法第32条第1項の規定によりまして、第7回水資源債券の発行及び発行事務の委託につきまして、国土交通大臣に提出させていただいたものでございます。

この債券の発行目的は、昨年度と同様に、機構が行っているダム及び用水路等の建設事業に充当することとし、発行総額は今年度予算計上額である90億円を予定いたしております。

発行事務の委託につきましては公募を行い、応募3社の中から評定点の高かったみずほコーポレート銀行への委託を予定しております。

発行年限でございますが、過去3年間と同様に、3年債といたしたいと考えております。

その他、利払い方法等につきましては、昨年度と同様の予定でございます。

なお、償還につきましては、ユーザーからの負担金を償還原資として、償還期限に全額を一括して償還することとしており、償還確実性に問題はないものと考えております。

以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明は、資料2-1-1です。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、第7回水資源債券発行については、意見なしとします。どうもありがとうございます。

次の議事に入ります。次の議事は、役員給与規程の変更でございます。議題について、事務局から説明をしていただきます。

【事務局】 事務局から、議題3の役員給与規程の変更についてご説明いたします。独立行政法人は、通則法の規定により、役員の報酬等の支給の基準を定め、また変更する際は主務大臣に届け出るとともに、公表することとされております。主務大臣は、届け出があったときは評価委員会に通知いたしまして、評価委員会は報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適用したものであるかどうかにつきまして、主務大臣に対して意見を申し出ることができることとされております。

本件は、水資源機構理事長から平成21年7月3日付で国土交通大臣に届け出がありました役員給与規程の改正につきまして、評価委員会にご報告するものでございます。

以上でございます。

【分科会長】 それでは次に、国土交通大臣への届け出内容につきまして、水資源機構から説明をしていただきます。お願いします。

【水資源機構】 総務担当理事でございます。お手元の資料3-1-1をごらんください。今、お話ありましたように、私どものほうから届け出をしております内容でございますが、今回の役員の報酬等の規程の改正は、今年的人事院の勧告を受けまして、国のほうでもいろいろな期末手当、勤勉手当が変わっておりますので、それを受けまして、水機構におきましても、社会一般の情勢に適合したものとなるように措置を講じるというものでございます。

3に書いてありますように、国の改正内容が指定職の職員につきまして1.60月から1.45月に、0.15月引き下げることになっておりますので、私どもも役員ということでございますので、国の指定職にならしまして、4に書いてありますように、1.60月の支給を1.45月に、0.15月引き下げのものとさせていただきます。

以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、役員給与規程の変更については、分科会としては意見

なしとさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

次の議題に移ります。議題4でございますが、平成22年度における積立金の活用の予定について審議をいたします。

それでは、議題について事務局からご説明をいただきます。お願いします。

【事務局】 事務局から、議題4の平成22年度における積立金の活用の予定についてご説明いたします。これは、今年3月の分科会決定において、平成21年度からは毎年度の開始時に、当年度の積立金の執行について事前にチェックを行うこととなっております。

今回は分科会内で次年度の執行に当たっての基本的な考え方、項目と概算額について審議を行うものです。

なお、本年度末3月において積立金の年度執行計画の審議を行う予定となっております。

以上でございます。

【分科会長】 それでは次に、水資源機構より、22年度の執行に当たっての基本的な考え方、項目と概算額について説明をお願いします。

【水資源機構】 お手元の、右上に事前チェック用資料と書いた、この資料でご説明させていただきたいと思います。

来年度の積立金の執行に当たっての基本的な考え方、それと項目と概算額でございます。

1ページをあけていただきますと、積立金の処分承認・チェックというのがございますが、これはただいま事務局からご説明申し上げましたように、今年3月27日の分科会決定で事前チェックを行うようになったということが書いてございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。来年度平成22事業年度におけます考え方、項目、概算額でございますが、ちょうど青の縦のところに平成22の予定額が書いてございますけれども、来年度につきましては行政改革本部決定を踏まえた中期計画、年度計画、機構法第31条の承認を受けた処分内容に基づき執行することといたしております。表の項目6つ、(1)から(6)までございますが、6つの項目の活用を予定しております。

青いところをごらんいただきますと、22事業年度におけます執行予定額は、57億6,300万円でございます。

次のページから、個別の項目について簡単にご説明を申し上げたいと思います。3ページでございますが、まず最初は退職給付引当金負担軽減積立金でございます。これは役職

員の退職手当の支給に充てるために、退職給付引当金に繰り入れる額に積立金を活用するものでございます。毎年度退職給付引当金に繰り入れる額は、決算の確定後に決定することとなるため、現在のところ概算ということで、9億2,100万を予定しておりますが、これについては変動する可能性はございます。

次、4ページをごらんいただきたいと思いますが、これは管理業務費負担軽減積立金でございます。機構の組織運営上、必要となります本社、支社、局の経費は、各建設事業あるいは各管理事業が負担することになっております。この積立金は、管理事業が負担する本社、支社、局の経費につきまして、平成18年事業年度の負担の水準と同程度を目標にしようということでございまして、平成18年度水準を超える額については積立金を充当し、国費及び利水事業者の負担軽減を図ることとしております。

ちなみに、下の平成22年度のところを見ていただきますと、①、②、③ございますが、③のところが先ほど申し上げました平成18事業年度の負担水準ということで、17億ちょっとでございます。計算によりますと、②のように24億の負担をしていただかなければいけないのですが、その18年度の水準を超える額、6億4,500万について積立金から充当して、負担の軽減を図るということでございます。

次のページ、5ページでございますが、管理特定業務費積立金でございます。これにつきましては、管理設備がだんだん使っているうちに劣化してまいります。あるいは貯水池に堆砂、あるいは水質悪化の進行等が起こるわけでございますけれども、通常の管理業務費とは別に、将来的なコストの縮減に資するような貯水池の保全、あるいは危機管理にかかわる実証実験、あるいはモデル的な取り組みについて積立金を活用するものでございまして、22事業年度は約20億を予定しているものでございます。

6ページをごらんいただきたいと思いますが、そこに実施概要がございます。平成21年度からの取り組みの案件に引き続いて、右のほうに継続とか新規がございますが、継続分につきましては今年度のいろいろな取り組みがまだ終了しておりませんので、項目だけ挙げておりますが、1つだけ新規というのがございまして、水質保全のところの一番下でございますが、水草等の効率的な処理方法に関する技術開発等ということでございます。これにつきましては、テレビ等でもいろいろ報道されました旧吉野川河口堰の上流に、非常に水草等が繁茂、ボタンウキクサ等がございますけれども、それについて効率的な処理方法に関する技術開発等を新規にやろうという取り組みでございます。

現在、昨年度大量発生しましたので、今年度につきましてもいろいろなデータを収集中
でございまして、そういったものを取り込みながら、来年度技術開発等を行おうとするも
ので、来年度から新規に取り組もうとするものでございます。

それ以外のものにつきましては、現在21年度調査取り組みを継続中でありまして、
3月の時点でまた詳しくご説明させていただきたいと思っております。

次、7ページの施設整備積立金でございます。これにつきましては、機構の組織運営上
必要となります施設の整備、地球温暖化対策に資する施設の整備に積立金を充当するとい
うことで、地球温暖化対策等を推進するとともに、国あるいは利水事業者等の負担軽減を
図るものでございます。

この中では、例えば発電設備というのは真ん中に実施内容のところでございますが、霞
ヶ浦用水関係で小水力発電設備の設置を予定しております。それから風力と太陽光につき
ましましては、一応0という数字が入っておりますが、現在立地条件あるいは設置効果等を
踏まえた候補地の検討をしているところでございます。

実施内容の右側に機械更新等がございますが、試験場の実験機械器具の更新あるいはサー
バーなどの情報機器の更新等を予定しておりまして、来年度3億8,700万を予定して
おるところでございます。

それから、次のページが事業調整積立金でございます。8ページでございますが、これ
は計画的な事業実施のために、機構はダム建設調整費制度というのを設けておりまして、
これを活用したダム建設を行う可能性がございます。その際に発生する国及び利水事業者
の負担分の支払い利息に積立金を充当するという一方で、利水事業者等の負担軽減を図る
ものでございますが、22年度におきましては、ダム建設調整費制度を活用したダム事業
は予定していないということで、執行予定額としては0を計上しておるところございま
す。

次、9ページでございますが、経営基盤強化積立金でございます。機構の施設あるいは
人的資源を活用して、機構の経営基盤の強化あるいは利水者等への還元を図るための調査
等に積立金を利用するものでございまして、実施内容は①から④書いてございますが、施
設の長寿命化・更新等の調査、検討、それから危機管理対応に係る調査、検討。③といた
しまして、環境保全のための調査、検討、それから技術力の維持向上の取り組み等に対し
まして、来年度18億1,000万の概算を予定しておるところでございまして、次のペー

ジに実施概要等を設けております。

なお、これらによりまして調査、検討を完了いたしました案件につきましては、22年度から管理特定業務費積立金等、先ほど説明しましたけれども、こういうものにおいて現場をフィールドとした実証実験へ移行するものもございます。

以上、簡単でございますが、説明させていただきました。

【分科会長】 どうもありがとうございました。平成22年度における積立金の活用の予定につきましては、来年の3月に平成22年度が始まる直前に、さらに具体的な内容を当分科会として審議をする予定であります。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見をお願いします。いかがでしょうか。

【委員】 ③などは特に非常に魅力的なテーマが並んでいます。これは質問というより期待なのですが、ぜひこういう技術で開発されたものを、例えば学会などに発表していただきたいと思います。それから学会発表とはちょっと矛盾するかもしれませんが、特許を取っていただいて、ぜひとも社会貢献に役立てていただきたいと期待しております。

以上です。

【分科会長】 どうもありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

私から1点だけ。7ページでしょうか。霞ヶ浦で小水力発電、こういうことは今までも大分やられてきたのではないかと思います。その新規性といえますか、どういうところにあるのですか。

【水資源機構】 小水力というのは、水の位置エネルギーを利用するものでございまして、特に自然に流れているようなところでは、上に設置すると発電できるということで、特に経産省などを中心にどんどんやっつけようという政府としての取り組みもございまして。その中で、いろいろ分析してみますと、やはり年間一定の流量があるところは結構発電効率がいいということでございまして、それで積極的にこういった小水力の発電を取り組んでいきたいと思いますが、これからはやはり建設のときに最初からつくっておくべきものと考えてございまして、現在この霞ヶ浦用水につきましては、現在管理中の施設のところに、上にぱっとつけたものでございまして、そういうようなものを見ながら、新規に建設のときに最初からつけておこうというようなことも考えておるところでございます。

【分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

特段ご意見がないようでございますので、ただいま委員からご意見がございました特許等の問題につきまして、これを付して、この分科会として承認をしたということにさせていただきますたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、次の議題の5と4ということになりますが、役員退職者の業績勘案率について審議をいたします。傍聴されている方におかれましては、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則第5条により、次の課題である、役職役員退職者の業績勘案率を含めて非公開となりますので、ここでご退席をお願いします。

(傍聴者退席)

【分科会長】 では、議題につきまして事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局から退職役員に係る業績勘案率につきまして、資料によりましてご説明を申し上げます。こちらの資料5-1-1を2枚めくっていただきまして、資料5-1-3をごらんください。

役員退職手当に係る業績勘案率は、国土交通省の独立行政法人評価委員会の取り扱い方針によりまして、法人の申請を受けて、評価委員会において審査し、決定されます。この評定方法につきましては、資料の2ページ目の業績勘案率の決定方法により、法人の実績に係る業績勘案率を0.0から0.2の間で算出しまして、それに役員個人の業績を0.0から0.2の間で増減し、決定することとなっております。

本件は、水資源機構理事長から平成21年7月28日付で申請がありました、平成20年度に退職された3名の役員の業績勘案率につきまして審議し、決定するものでございます。

以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございます。

次に、5月18日の分科会で審議をしていただきましたお二人の業績勘案率のその後の取り扱いの状況、業績勘案率に関する規定、業績勘案率が1.0を下回った例などについて、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 ご報告申し上げます。当分科会におきまして、5月18日にご審議をいただきました。その際に、前回5月18日にお二人についてご審議いただきました。当分科会としての結論といたしましては、〇〇氏については0.9、〇〇氏については1.0というご決定をいただいたところでございます。

その後、この決定内容につきまして、国土交通省の評価委員会の委員長と、当時の分科会長とご相談いただいて、委員長のほうでその内容については了といたしまして、総務省の政独委に対して通知をいたしたところでございます。

これに関しまして、総務省の政独委では今年7月29日にこの案件につきましてご審議をされて、結論といたしましては、国土交通省の決定内容については、特に意見はないということで決定したところでございます。

以上でございます。そして、お手元の資料の5-1-1の束の後のほうについているものにつきまして簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。5-1-3が先ほどご説明した内容でございますが、その次に資料5-1-4、それからさらにその束を3枚めくっていただきますと、フローチャートのようなものが出てまいります。これが今年3月30日に、総務省の政独委の独立行政法人評価分科会のほうから提示された、今後はこれに則って退職役員の業績勘案率を計算するのだという、一種のフローチャートでございます。前日も、5月18日にこれに則ってご審議いただいたところでございます。

前回のおさらいになりますが、このフローチャートを2枚めくっていただき、フローチャートの紙の2枚目、左肩にステージ3と書いてあるページがございますが、ここが個人業績の勘案のフローでございます。黄色の菱形で、役員個人の業績に特段の加算要因があると認められるかと。この※7で、その注が書いてございます。その後、緑色の菱形で役員の職責に係る事項に関し、減算要因がないと認められるかという菱形があつて、さらに菱形として減算をするべきでない特段の事情があるかというフローチャートになっております。

次に、実際にこれまでほかの独立行政法人で退職役員業績勘案率が1.0以外となった主な事案というのが、今の資料の一番最後のページ、資料5-1-8というのがございます。この内容につきましては、今年5月18日にご紹介した内容と同様でございます。これまでもほかの法人で、文部科学省所管の日本スポーツ振興センター、あるいは財務省所管の国立印刷局、経済産業省所管の産業技術総合研究所、内閣府所管の沖縄科学技術研究基盤機構、文部科学省所管の放射線医学総合研究所というところで、このような例があるというところでございます。

なお、水資源機構については、前回ご審議していただいた内容のとおりでございます。

こういった格好で、必ずしも1.0ではなく、それ以外となった事案、最近あるという内

容のご紹介でございます。

ありがとうございました。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問がございましたらお願いしたいと思います。

【委員】 今、お示しいただいた資料5-1-8の中で、(1)の一番上が監事の方の業績勘案率が0.9になった場合ですが、もう少し具体的に教えていただけませんか。

【事務局】 ちょっとよその省の法人でございますので、必ずしも詳しいことがわからないのですが、当時の文部科学省のこれについて、総務省が審議した際の資料を拝見いたしますと、どうもこのスポーツ振興センターが、財務諸表について当時の監事さんが財務諸表上の重要な表示ミスを見逃されたということが、どうもその原因のようでございます。

その個々の詳しいケースの資料は、ちょっと私どもも手に入れておらないのですが、これについて審議した総務省の政独委の議事録によりますと、財務諸表上の表示ミスを監事さんは見逃してしまったということが原因のようでございます。

【分科会長】 よろしいですか。

【委員】 ありがとうございます。

ということは、それも含めて、大体不祥事的な内容というふうに理解してよろしいですか。

【事務局】 はい、そのようでございます。特にここにはございますが、このスポーツ振興センターについては、まさに財務諸表の表示ミスを見逃したと、それについて会計検査院から指摘があつて、それに関係して参議院の警告決議も受けたということで、まさに監事としての仕事ぶりについての問題ではないかと思われま。

【委員】 ありがとうございました。

【分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、退職役員の個人的な業績につきまして、お一人ずつ審議をさせていただきたいと思ひます。

まず、〇〇氏にかかわる申請内容につきまして、水資源機構より説明をしていただきますが、説明の際に政独委の補足説明に沿って法人の業績による勘案率、役員個人の業績に

特段の加算要因があるか、役員の職責にかかわる事項に関する減算要因がないか、減算をするべきでない特段の事情があるか、不適切事案との関係などについて重点を置いてご説明をいただきます。

よろしく申し上げます。

【水資源機構】 それではご説明を申し上げます。資料5-2-1からでございます。資料5-2-1を1ページめくっていただきまして、裏、別紙1でございます。これがまず〇〇でございますが、〇〇は平成16年9月1日から平成21年3月31日までの任期でございました。

まず法人の業績による勘案率について、ご説明を申し上げます。資料5-2-2をごらんください。〇〇を含めた、今回問題になります三方の役員の方が在職した期間の、当委員会での業務実績評価の結果でございますが、この15年から19年度まで、いずれも順調という評価をいただいております。

裏のページをごらんください。この評価にあたりましては、独立行政法人評価委員会におきまして16年度の欄と18年度の欄を見ていただきたいのですが、徳山ダムの不適切事案につきまして、当委員会でも採点をいただいております。例えば16年度の1. 業務運営の効率化の機動的な組織運営というところでは1点、さらにその下の2. の(1)のところでは0点といったような評価もいただいております。徳山ダムの不適切事案につきましては、それなりにきちっと当委員会で評価を受けまして、それも含めて全体としての業績評価がされているわけでございます。

それも含めまして、表のページに戻っていただきますけれども、総合的な評定といたしましては、各年度とも順調であるということでございました。

それで、別紙1に戻っていただきたいのですが、法人の業績による勘案率といたしましては1.0と考えております。理由といたしましては、在任中の各事業年度とも、業務運営の効率化を図りつつ、徳山ダム建設事業の完成、香川用水施設緊急改築事業の完成などを含め、全般にわたり円滑な運営が図られたということから、順調という評価をいただいておりますので、1.0がふさわしいのではないかと私どもは考えております。

続きまして、個人業績について申し上げます。まず、理由の欄でございますが、〇〇につきましては、機構を代表して、理事長を補佐する立場ということで、職員の意識改革を積極的に指導していただきましたし、第5回世界水フォーラムで総合水資源管理のための

ガイドラインをまとめる上で大きな役割を果たされました。

また、入札制度の改善ということについても取り組んでいただきましたけれども、いずれも加算要因というところまでは言えないのかなと考えております。

次に、減算要因についてご説明いたしますが、5-2-3の資料をごらんください。3つほど不適切事案があったかと考えておりました、その3つの不適切事案についてご説明をいたします。

1点目が、徳山ダム建設に係る土地取得等に係る不適切事案でございます。これは平成16年10月22日、徳山ダム建設所の所長及び技術担当の副所長が、既に補償が行われているものにつきまして、地元の財産管理会からの要望を受けまして、1,500万円をさらに支払ってほしいという提案を受け入れたと。さらに11月10日に技術担当の副所長が、工事を請け負っておりました共同企業体に金銭面での対応を依頼しまして、企業体から1,500万円の協力金を受け取って、管理会に手渡したというものでございます。

翌年1月10日の新聞報道で明らかになりまして、1月12日から17日にかけて緊急に監査を行いまして、17日に結果の報告・公表を行っております。1月28日には国土交通大臣より理事長に対して文書注意が行われたものでございます。

処分につきましては、その下の表の一番下の欄に、現場ということで徳山ダムの所長と技術の副所長が減給処分を行為者として受けております。そのほか、その上の役員の欄でございますけれども、〇〇につきましては給与の自主返納ということで、2カ月間10%の自主返納をやっております。

続きまして、次のページ2つ目の徳山ダムの不適切事案をご説明いたします。これは平成18年9月の索道補償に関する不適切事案でございます。これは徳山ダムの用地担当職員が、課長ともう1名でございますけれども、地元の関係者から、ダム予定地にございましたケーブルでございますけれども、その補償要求がありまして、このケーブルは非常に昔から存知されておりましたケーブルで、設置の経緯が不明確であるということから、補償の対象にはしないということを建設所の方針として決めておったのでございますけれども、18年の9月21日に契約などの決裁が未了のまま、公印管理者の認印を受けることなく、所長の公印を押した補償契約書を準備しまして、建設所において、地元の関係者2人と移転補償契約を結んだというものでございます。

この担当2人は9月22日に、前日に締結した契約に基づいて、日付を9月5日にさか

のぼって契約等の決議書を作ったと。さらに9月26日に、同年6月22日付で所長の決裁を受けていた別件の起案書について、書類を差しかえたというものでございます。

また、経理担当職員2名が、支出に関しての決裁が未了のまま支払い手続を進めて、9月29日に地元関係者2人に支払いを行ったというものでございます。これにつきましては、機構内で疑義が生じまして、9月29日から監事が緊急に監査を実施いたしまして、10月12日に監査結果を報告し、10月18日に結果を公表しているものでございます。10月18日に国土交通大臣より、文書厳重注意が行われたものでございます。

処分につきましては、その下の表の欄の一番下のところが行為者でございますけれども、用地課長とその下の担当者が停職処分1カ月、そのほかの上司について訓告処分がされておりますが、役員につきましては、〇〇と理事5名につきましては、本社と事務所との間で連携がとれていなかったということに関する包括的責任として文書厳重注意。さらに〇〇につきましては、3カ月間給与の10%を自主返納をしているものでございます。

これが徳山ダムに関係する2つの不適切事案でございます。

さらに次のページで3番目でございますが、もう1つ、かなり大きな話題になったものといたしまして、水門設備の工事における入札談合事件に関する事案というものがございました。これは、平成19年3月8日、公正取引委員会から、当機構が発注する水門設備工事に係る入札談合というものに、機構の前身であります水資源開発公団の元職員が関与していたということで、今後機構の役職員が退職後に同様の行為をすることがないように、必要な措置をとるということを要請されたものでございます。

また同日、国土交通大臣から、事実関係の調査を行うとともに、結果を踏まえて、再発防止策を的確に実施するよう指導を受けたものでございます。

水資源機構としましては、外部有識者も参画する「入札談合調査等委員会」を設置いたしまして、事実関係を調べまして、6月15日に調査報告書の公表を行っております。この中で、機構元職員2名が、退職後に独禁法違反行為に関与した事実が確認されましたけれども、現役職員が関与した事実は確認できなかったというものでございます。

関係者の処分につきましては、現役職員が独禁法違反行為に関与した事実はございませんでしたので、処分は行われておりません。また、このOB2人の方は、それぞれ平成5年と15年9月に退職されておりますので、〇〇をはじめとした今回の3名の役員の方々は、この方々が退職した後に機構に採用されているというのが事実関係でございます。

一応、不適切事案につきましては、そういうものでございました。

別紙1に戻っていただきますと、私どもとしましては、こういう不適切事案に関しまして、減算要因にあたるかということでございますけれども、一応、〇〇につきましては、直接指揮監督する立場ではなかったけれども、機構を代表する職責が認められるのではないかと。また、再発防止のために、役員によります全事務所の点検、倫理委員会の設置など、体制整備などをやっておりますけれども、これだけで減算要因がなくなるというものではないのではないかなと考えているところでございます。

これらを考慮いたしまして、個人業績については0.1のマイナスということで、トータルいたしまして業績勘案率としては0.9と考えたものでございます。

以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの〇〇氏の業績勘案率に関する説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

ご意見がないようでしたら、機構の説明どおり、〇〇氏の業績勘案率を申請どおり0.9と決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 どうもありがとうございます。

それでは次に、〇〇氏の業績勘案率について審議をしていただきたいと思います。〇〇氏にかかわる業績申請内容について、水資源機構から説明をしていただきますが、先ほども申し上げましたように、政独委の補足説明に沿って、法人の業績による勘案率、役員個人の業績に特段の加算要因があるか、役員の職責にかかわる事項に関する減算要因はないか、不適切事案との関係などについてご説明をいただきます。

【水資源機構】 わかりました。続きまして、資料5-2-1の別紙2をごらんいただきたいと思います。これが〇〇の調書でございますけれども、〇〇は平成18年8月1日から、20年の10月31日まで在職でございます。

まず、業績勘案率のうち法人の業績勘案率でございますが、この点につきましては、先ほど〇〇に関してご説明したのと同様に、〇〇在職中の平成18年度から19年度までの業績勘案率は、いずれも順調ということで、これに関しては不適切事案のことも踏まえて評価されているということでございますので、同じように1.0でよろしいのではないかと

と考えてございます。

次に、個人業績についてご説明を申し上げます。まず〇〇は、経営企画担当理事といたしましてダムの堆砂対策におきまして、効果的に掘削を行う方策などをいろいろ考えられまして、ダムの長寿命化容量の確保などを提案して、制度として実現されまじたり、第二期中期計画の策定にあたりまして、中心的な役割などを果たしておられまして、機構業務に貢献をされておりますけれども、加算要因とまではいえないのではないかと考えております。

次に、減算要因に関してでございますけれども、資料5-2-4をごらんください。〇〇は、期間中経営企画担当理事ということでございますけれども、(2)の職責についてというところでございますけれども、四角の2つ目でございます。機構法の8条2項で、理事は理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して業務を掌理するということになっております。

次のページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、〇〇は、平成16年のときにはいらっしゃいませんでしたので、18年の不適切事案のときに関係するわけでございますけれども、4条のところを見ていただきますと、〇〇の担当は経営企画部、総合技術推進室、環境室及び技術管理室の事務ということになってございます。

先だっても申し上げましたけれども、徳山ダムの不適切事案は、用地部門の用地補償に関する不適切事案でございますので、資料の3ページ以下に経営企画部や環境室の担当業務が書いてございますけれども、いずれも個別の用地の補償に関しての業務は担当されておられないということでございます。

別紙2に戻っていただきまして、したがいまして、平成18年9月に発生しました徳山ダムの索道補償に関する不適切事案に関しまして、〇〇の所掌は経営企画部などございまして、直接指揮監督する立場ではなかったと思っております。

それから、役員による全事業所のヒアリング、外部有識者による監視体制などの強化などの体制整備には取り組んでおられます。

私ども、職責という上で、前回の業績勘案率の議論のときに申し上げましたように、直接担当理事ということではないということでございますので、今回の徳山ダムの不適切事案に関しましては、職責はないのではないかと考えております。

また、水門談合に関しましては、機構の職員は関与していなかったということござい

ますので、これについても問題はないのではないかと考えておりました、個人業績としましては、特に減算要因はないと考えております。

したがいまして、法人の業績勘案率は1.0、個人の業績はプラス、マイナスともにならないということで、あわせて1.0ということではいかがかと考えております。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの〇〇氏の業績勘案率に関する説明につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、申請どおり、〇〇氏の業績勘案率を1.0と決定させていただきたいと思いません。どうもありがとうございました。

続きまして、〇〇氏の業績勘案率についてお諮りをしたいと思っております。申請内容につきまして、水資源機構より説明をしていただきますが、繰り返しになりますけれども、政独委の補足説明、法人の業績による勘案率、役員個人の業績に特段の加算要因があるか、役員の職責にかかわる事項に関する減算要因はないか、不適切事業との関係等についてご説明をしてください。お願いします。

【水資源機構】 それではご説明いたします。資料5-2-1の別紙3をごらんください。これが〇〇の総括表でございますけれども、〇〇は在任は、平成15年10月1日から平成20年7月31日までの在任でございます。

まず、業績勘案率のうち、法人の業績勘案率についてでございますが、これは先ほどまでもご説明しておりますように、15年度から19年度まで、いずれの年度におきましても順調という評価をいただいておりますので、1.0でよろしいのではないかと考えているところでございます。

次に、個人の業績について申し上げます。水資源機構におきましては、監事2人が置かれておりますけれども、各監事ごとの担当分野ということは定めておらず、各監事は連携して機構業務全般について監査をいたしております。監査期間中の監査は適切に行われていると考えておりますけれども、特段の加算要因とまではいえないのでないかと考えているところでございます。

次に、減算要因について申し上げます。まず資料の5-2-4をごらんください。監事というのは法律上どういう役職になっているかということでございますけれども、5-2-4の1ページの一番下の箱でございます。通則法の19条4項でございますけれども、

監事は、独立行政法人の業務を監査する。さらに監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長または主務大臣に意見を提出することができるということで、監査するということがその中心の仕事でございます。

続きまして、資料5-2-5をごらんいただきたいのですが、これの3ページでございます。まず、徳山ダム建設事業に係る土地取得に係る不適切事案、平成16年の10月から11月に関する事案でございますけれども、これに関しましては、当時の監事といたしまして17年1月12日、これは新聞報道された直後でございますけれども、12日から17日にかけて緊急に監査に入っております、1月17日に監査結果を報告、公表を行っております。その意味では、適切に臨時監査をされたのではないかと考えております。

次に、18年9月の不適切事案に関する関係でございますが、当時の監事といたしまして、17年の10月、これは1つ目の不適切事案の後で、2つ目の前でございますけれども、ここで実施しました徳山ダム建設所の監事監査におきましては、用地補償の懸案事項などについて監査を行っております。不適切事案について、再発防止の取り組み状況についても、適切に監査を行っております。本件索道につきましては、平成18年4月に本社、中部支社、徳山ダム建設所合同打ち合わせにおきましても、補償する必要がないと。したかって、ケーブルの問題があったということは十分わかった上で、これは補償する必要がないことを確認しております。また、18年9月14日には、建設所内の打ち合わせにおいても方針を再確認しております、そういう組織としては、この索道に対して補償しないということを決めておりました。

本件は、担当職員が独断で事務所の方針とか手続を無視して契約・支出を行ったというものでございました。また、問題がはっきりしましたときでございますが、当時の監事といたしまして、平成18年の9月29日から監事が緊急に監査を実施いたしまして、10月12日には監事の監査結果を取りまとめて報告し、18日には調査結果などを公表しております。こういう形で臨時監査もしていただいていると考えております。

また、水門談合につきましては、現役職員は関与しておりませんので、問題はないかと考えております。

別紙3に戻っていただきまして、平成16年秋に発生しました不適切事案、及び18年9月に発生した索道補償に関する不適切事案に関しまして、緊急に監査を行って、それ

ぞれ監査結果の報告、公表を行うということをしておりまして、在任期間における監査は適切に実施されているのではないかと考えております。従いまして、特段の減算要因もないのではないかと考えておりまして、法人の業績勘案率は1.0、個人業績に関する勘案率はプラス、マイナス0ということで、あわせて1.0ということでいかがかと考えております。

【分科会長】 私のほうからお願いしたいと思っておりますけれども、徳山ダムの不適切事案、2件あったわけですが、これに関係して具体的な監査の状況について、もう少しご説明をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【水資源機構】 ちょっとお待ちください。具体的に、最初の監査につきましては、まず平成16年9月7日から9月10日に監査が徳山ダムに関して入っております。このときには、もちろん通常の監査を行ったわけでございますけれども、現場からこういう問題事案があるという報告もございませんでしたし、はっきりとした証拠というようなものわかりませんでしたので、この時点で、行為がされたのはその後なのですけれども、こういう不適切事案がされるということに関しては、わからなかったと、やむを得なかったのではないかと考えております。

また、実際にこの事案が発覚してからは、先ほども申し上げましたけれども、直ちに現場に赴いていただきまして、臨時の監査をしていただいておりますので、そういう対応をしていただきました。

また、徳山ダムの2つ目に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、途中の17年10月には徳山ダムでそういう不適切事案がございましたので、そういう不適切事案についてのものはないかとか、再発防止策が行われているかということは詳しく監査をしております。

また、ケーブルの問題につきましては、もちろんこの問題があるということはわかった上で、このケーブルについての対応状況も聞いておりまして、ケーブルについては先ほど申しましたように、補償しないという方針を固めておりましたので、特にそれでよいということで、監査は進められていると聞いております。また、問題が起こった後は、直ちに現場に行っていただきまして、監査をしまして、不適切事案の防止などにつきましていろいろ取りまとめて報告、公表などをいただいているところでございます。

【分科会長】 どうもありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 先ほど、事前にほかの独法の問題についてご報告があつて、その中でわざわざ、不適切なことを行ったという場合に、0.1 マイナスになっているというご報告を受けましたので、そこの関係でみると、適切に対処したですとか、やるべきことはやられていたというようなご報告でしたので、ほかとの関係では0.1 減らすとか、どうこうするということにはならないのかと思うのですが、でも、資料5-2-4で職責について、一番下1ページに、監事の方のどういうことをやるかということが書かれてありまして、独立行政法人の業務を監査するということですから、業務全般についてきちっと、理事長と監事については大臣から直接任命されているわけですから、理事長が決まった後で、その後で任命されたほかの理事とは別段の重みがあると解釈できるかと思うのですが、解釈というか、そういう意図でつくられていると思います。

ですので、第5項の監事は監査の結果に基づき、必要があると認めるときは云々というところですが、先ほどは独断でやられたことだし、きちっと監査は行われていたということなのですけれども、ただ、監査を行ったところはよかったと。そうではないことについては責任を取れないという、もちろんそういうことになるかと思うのですけれども。

一番釈然としないのが、5年ぐらいいらっしゃって、2年とかでころころ変わるという場合には、何とかしようがないというのは感覚的にもわかるのですが、在任期間がかなりほかの方に比べて一般的に大体3年とか2年とか4年とか、そういう方が多かったと思うのですけれども、わりと長いということ。

それから、起こった後できちっとやられたということを何も問題視はしていないし、特にきちっとされたということは、何度も聞いておりますので了解しているつもりなのですが、ちょっとそのところが気になるのです。

【分科会長】 今、委員からご意見出ましたけども、私からお尋ねしたいと思いますが、非常に長い間監事をおやりになっているのですが、この在職期間中に、徳山ダムのような不適切事案の発生予防のために、〇〇氏がどういうことをされてきたかということについてご説明があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【水資源機構】 不適切事案につきましては、再発防止につきましては、資料5-2-3にそれぞれ書いてございまして、まず資料5-2-3の一番下の箱でございまして、再

発防止策ということで3つほど書いてございます。

また、次のページでございますけれども、3ページのところで、2つ目の徳山ダムの索道補償に関する不適切事案が起こった後につきましての再発防止策、こちらのほうをご説明させていただきますと、研修会議などを通じた意識改革のより一層の徹底ということでございますとか、本社の役職員が分担いたしまして、現地のミーティング、それから現場の全職員が抱える悩みについての議論というのを平成18年の10月から12月に実施しております。文書決裁手続における不正行為の発生を未然に防止するための措置の実施あたりも行っております。このあたりは監事さんが現場を臨時的に監査をされまして、いろいろ指摘されました問題点を踏まえまして、職員が悩みを抱えていて、なかなかうまくそれが組織で共有できなかったとか、そういう点についてのご指摘も踏まえましてやっております。

あと、これが起こる前は、いわゆる一般的な指導ということになるかと思えます。

以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ほかにご意見ございましたらお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

委員のご意見は、1.0という数字が申請されてきたのですが、それに対してはいかがでしょう。数字を言うのは大変難しいと思えますけれども。

【委員】 私は職員の側ではないので、上のほうがどんどん変わって行って、何が起ころうがそれについて何の責任も問われないということが、職員の方の士気にどのように影響しているのかということも、結構気になっていることの1つです。

それから、この方に特別どうこうということではなくて、一般的にそれぞれの業務の実際に担当していらっしゃる方は、それぞれの業務ですとか課題ですとか、そういったことに一生懸命になっておられるので、わりと鳥瞰図的に見渡すという機会がなかなか得にくい。その中で、監事の方はいろいろなところを見て回って、本来ならこうしたほうがいいのではないかという感触をお持ちだと思うのです。その現場のことを理解しておられる監事であればあるほど、そういうことを気づかれると思うのです。

ですから、そういうポジションにある方が、やってもやらなくてもあまり業績にかかわりないということの構造的な影響みたいなものが、私は外から見ているので、ちょっとよ

く感触としてわからないのです。

しかも、そういったことを理事長に進言すべき立場にあるわけですから、その重さを見て、理事がマイナス0.1なのに、ちゃんとやるべきことはやったからということで、その限りでは何の落ち度もないとおっしゃるとおりで、ほかの独法との関係でいうと、わざわざ何かしでかしたわけではないのに、そこをマイナスにするというのは、どうやらすごく理不尽だと感じておられるというのは、ご説明を伺ってすごくわかるのですけれども。

私だけが感じているのであれば、別にこれは1.0で構いません。ここは合議の場なので、私だけがそういうふうを感じているのであれば、皆様のご意見に従います。

【分科会長】 ほかの委員の先生方、ご意見があればお願いしたいと思いますが。

【委員】 委員が何が納得がいかないのかという点が、はっきり言って私はよくわかりません。ですから、監事の方の個人の業績評価をある程度プラス、マイナスするほどの仕事なのかということの受けとめ方の違いなのかもしれませんけども、むしろ納得がいかないと言っていることの理由がよくわからないので、すみません、賛同しかねます。

【委員】 監事というのは、民間だと監査役になるかと思うのですけれども、閑散役と揶揄されるような、あまりお膳をひっくり返すようなことは言わないで、できる範囲内のことについて指摘する。しかも、確か、昨日別の独法の評価委員会で、民間の企業で、監査役の給与にそれらの業績が影響するのは6%台ということだったので、民間でもそれほど大きい影響を与えるわけではないということはわかります。

ただそれは、民間の場合は市場というものすごく大きなチェック機能が働いて、それに引き比べて内部的にいろいろな意見が通らないということの裏返しで閑散役になってしまっているということですので、ほかにかなり大きな力が働く、外部からきちんと対処せざるを得ないような力が働くということなのですから、民間でない組織の場合には、そこが働かないから、どういうふうにチェックさせようかと皆が考えて、こんな評価を行ったり、いろいろ対策を立てようとしているわけなので、そのところで、本来役割が大きいのだという、それにかんがみて理事が0.1マイナスのときに、監事がそのままいいのかということですか。

【分科会長】 ほかにご意見があれば、お出しいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〇〇氏の場合には、やはり職責があったという判断で0.1というマイナスということ

は、これはいいのだらうと思います。

〇〇氏の場合につきましては、今の監査のやり方で事前にこういうことを知り得たかと。監査のやり方そのものは、機構全体の問題ですから、この不適切事案の発生する場合に知り得たかという、それは難しかったのだらうと考えます。その後の処置としては、適切な行動をとられたということではないかと思えます。

私はそういう見解なのですが、今、私が申し上げたようなことをお認めいただけるのであれば、この〇〇氏につきましては、申請どおり1.0と決定をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 それでは、どうもありがとうございました。

それでは、すべての予定が終わりましたが、今後のこの3人の役員の方の手續につきまして、事務局から補足説明をお願いします。

【事務局】 今後の手續でございますけれども、国土交通省の独立行政法人の評価委員会の委員長の同意を得た上で、本日の分科会の議決をもって国土交通省の評価委員会の議決となるということになっております。

それから、国土交通省の独立行政法人評価委員会は、この決定にあたりまして、あらかじめ総務省の政策評価独立行政法人評価委員会に通知をいたします。この場合、総務省の政策評価独立行政法人委員会は、国交省の独立行政法人評価委員会に意見を述べることができます。

仮に、総務省の政策評価独立行政法人評価委員会から意見が提出された場合には、その後の対応につきましては、まずは委員長及び分科会長にご相談をさせていただければと思っております。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、予定をしておりました議題はすべて終了しましたので、議事の進行を司会にお返しします。

【司会】 以上をもちまして、第22回独立行政法人評価委員会の水資源機構分科会を閉会いたします。

なお、本日の議事録につきましては、公表前に委員の皆様にご発言内容の確認をさせていただき、予定でございますので、よろしくお願いたします。

— 了 —